

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

異

三重県内全市町共通様式

訂正して、提出先の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を記載してください。

受付印 (宛先) 亀山市長 令和 年 月 日提出										年度 <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度																													
										特別徴収義務者 指 定 番 号					整理 番 号					担 連 所 属 当 絡 氏 名 者 先 電 話																			
給 与 所 得 者 フリガナ 氏 名 生 年 月 日 個 人 番 号 (マイナンバー) 受 給 者 番 号 1 月 1 日 現 在 の 住 所 異 動 後 の 住 所										(ア) 特別徴収税額 (年税額)					(イ) 徴収済額 (納付済額)					(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)					異 動 年 月 日					異 動 の 事 由					異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
フリガナ 氏 名 元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日 個人番号 (マイナンバー) 受給者番号 1月1日現在の住所 異動後の住所										円					円					円					R 年 月 日 右から番号を記入					1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c 右から番号を記入					1. 特別徴収継続 →①を記入 2. 一括徴収 →②を記入 3. 普通徴収 (本人納付) →③を記入 右から番号を記入				
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。) 新 規 特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号 所 在 地 フリガナ 氏 名 又 は 名 称										法 人 番 号					担 当 者 連 絡 先 所 属 氏 名 電 話					新 しい 勤 務 先 へ は、 月 割 額 円 を 月 分 (翌月10日納入期限分) から 徴 収 し、 納 入 す る よ う 連 絡 済 み で す。 受 給 者 番 号 納 入 書 の 要 否 (新 規 の 場 合 の み 記 載)					右から番号を記入 1. 必要 2. 不要 内 線 ()														
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 理 由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。										徴 収 予 定 月 日					徴 収 予 定 額 (上 記 (ウ) と 同 額)					左 記 の 一 括 徴 収 し た 税 額 は、 月 分 (翌月10日納入期限分) で 納 入 し ま す。																			
③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。) 理 由 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。										※市町記入欄																													

※a「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

給与所得者異動届出書の書き方

退職等により個人納付に切替（未徴収税額を普通徴収に切替）

給与支払者の所在地・名称等を記入
 特別徴収義務者指定番号（7から始まる8桁の番号）を記入
 提出された異動届について対応される方の係名・氏名・電話番号を記入

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

(宛先) 亀山市長 令和 年 月 日提出	所在地 〒519-0195 亀山市本丸町577	フリガナ カブ.マルマルシヨウジ	氏名又は名称 (株)〇〇商事	特別徴収義務者指定番号 71234567	整理番号 1	所属 総務課給与係	氏名 亀山 花子	電話 0595-84-5011
フリガナ カメヤマ イチロウ 亀山 一郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200 円	(イ) 徴収済額 (納付済額) 16,400 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 32,800 円	異動年月日 3 年 9 月 25 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c 3		
生年月日 番号 3 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 60 年 11 月 10 日	個人番号 (マイナンバー) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	受給者番号	1月1日現在の住所 亀山市関町木崎919-1	異動後の住所 同上	異動後の未徴収税額の徴収方法 3 1. 特別徴収継続 →①を記入 2. 一括徴収 →②を記入 3. 普通徴収(本人納付) →③を記入			

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正しての提出先の市町名を記載してください。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。）

特別徴収義務者指定番号 71234567	法人番号 1234567890123	新しい勤務先へは、月割額 <input type="text"/> 円を <input type="text"/> 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。
--------------------------------	------------------------------	---

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

異動される方の氏名・生年月日・住所等を記入 フリガナ 氏名又は名称	担当者連絡先 氏名 電話 内線 ()	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
---	------------------------------	--

③ 普通徴収の場合（未徴収税額を普通徴収する場合に記入してください。）

(ア) 異動される方の年税額を記入 (イ) 異動される方から徴収した月と税額を記入 (ウ) 異動される方から徴収できない月と税額を記入	徴収予定月日 月
---	-------------

該当する異動の事由を記入し、異動後の徴収方法は普通徴収(本人納付)の「3」と記入

由 右から番号を記入 3. 死亡による退職であるため

【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。 ※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

給与所得者異動届出書の書き方

退職等により未徴収税額を一括で納付

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(宛先) 亀山市長 令和 年 月 日提出	(義務者) 給与支払者	所在地 〒519-0195 亀山市本丸町577 フリガナ カブ.マルマルシヨウジ 氏名又は名称 (株)〇〇商事 個人番号(マイナンバー)又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	年度 <input type="checkbox"/> 行から番号を 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者指定番号 71234567 整理番号 1 担連当者先 所属 総務課給与係 氏名 亀山 花子 電話 0595-84-5011 内線 ()		
(給与所得者) 氏名 亀山 一郎 生年月日 番 3 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 60 年 11 月 10 日 個人番号(マイナンバー) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 受給者番号 1月1日現在の住所 亀山市関町木崎919-1 異動後の住所 同上	(ア) 特別徴収税額(年税額) 49,200 円	(イ) 徴収済額(納付済額) 6 月分から 9 月分まで 16,400 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 10 月分から 5 月分まで 32,800 円	異動年月日 R 3 年 9 月 25 日 右から番号を記入	異動の事由 1 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	異動後の未徴収税額の徴収方法 2 1. 特別徴収継続 →①を記入 2. 一括徴収 →②を記入 3. 普通徴収(本人納付) →③を記入 右から番号を記入
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)						
新しい特別徴収義務先者	特別徴収義務者指定番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称	法人番号	担当 所属 氏名 電話 内線 ()
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 理由 1 右から番号を記入 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため [注] 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも原則一括徴収しなければなりません。 徴収予定月日 10 月 15 日 徴収予定金額(上記(ウ)と同額) 32,800 円 左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。						
③ 普通徴収(本人納付)の場合(後日市町より本人あてに納付書を送付します。) 理由 <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため [注] 1~3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。 ※ 市町記 一括徴収する税額と納入月を記入						

異

三重県内全市町共通様式

訂正しての他市町に提出する場合はご使用いただけません。宛先を記載してください。

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない場合。 ※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

給与所得者異動届出書の書き方

転勤等により未徴収税額を他事業所で納入

該当する異動の事由を記入し、異動後の徴収方法は特別徴収継続の「1」と記入

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印 (宛先) 亀山市長 令和 年 月 日提出

	所在地 〒519-0195 亀山市本丸町577	特別徴収義務者 指定番号 71234567	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
	フリガナ カブ.マルマルシヨウジ	整理番号 1			
	氏名又は名称 (株)〇〇商事	所属 総務課給与係			
	個人番号(マイナンバー) 又は法人番号 1234567890123	氏名 亀山 花子			
		電話 0595-84-5011			

フリガナ カヤマ イチロウ	氏名 亀山 一郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 49,200 円	(イ) 徴収済額 (納付済額) 6 月分 9 月分まで 16,400 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10 月分 5 月分まで 32,800 円	異動年月日 R 3 年 9 月 25 日	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 →①を記入 2. 一括徴収 →②を記入 3. 普通徴収(本人納付) →③を記入
生年月日 3 月 31 日	個人番号 123456789012						
受給者番号	1月1日現在の住所 亀山市関町木崎919-1						
	異動後の住所 同上						

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

特別徴収義務者 指定番号 77654321 (新規)	法人番号 1345678901234	新しい勤務先へは、月割額 4,100 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地 〒519-0164 亀山市寺羽若町545	担当者連絡先 所属 給与厚生グループ 氏名 関 太郎 電話 0595-84-5063	受給者番号
フリガナ マルマルコウギョウ	氏名又は名称 〇〇工業(株)	納入書の要否 (新規の場合のみ記入) 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

異動が12月31日までで、一括徴収の事由があったため	徴収予定月日	徴収予定額(円)	左記一括徴収した税額は、
特別徴収義務者指定番号を記入(新規に番号を取得される場合、新規に○を記入)	特別徴収を開始する事業所の所在地・名称、この届出に関して対応される方の係名・氏名・電話番号を記入		特別徴収を開始する月を記入

三重県内全市町共通様式

訂正しての他市町に提出する場合は、提出先の市町名を記載してください。宛先を

※a「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※b「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。
 ※c「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。